

【輸入食品の安全性と検査】

日本の令和 3 年度食料自給率はカロリーベースで 40%と低く、食料の安定確保のためには輸入食品に頼らざるを得ない状況です。しかし 2008 年 1 月、中国産冷凍食品への農薬混入事案が発生し、輸入食品の安全性は大きく揺らぎました。皆さんも店頭で輸入食品と国産品が並んでいると、値段が高くても国産品に手が伸びてしまうのではないのでしょうか。とはいえ、日常生活の中で輸入食品を避けて通ることはかなり困難です。

では輸入食品の安全対策はどのようになっているのでしょうか？

① 輸出国対策

日本の規制にあった生産・製造・加工等の管理、輸出国政府による衛生証明書の発行（食肉、食肉製品、フグ等）、輸出前検査等

② 輸入時対策

輸入の都度、**厚生労働大臣への届出**（義務）



検疫所による**届出内容の確認**（食品衛生法規格基準等に適合するものであるか）

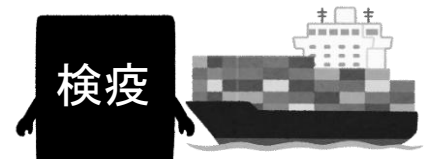


検査での確認

- 命令検査 : 法違反の可能性が高い食品等について、輸入の都度実施を命じる検査 → 検査結果判明まで輸入不可
- モニタリング検査 : 必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的として、国が年計画に基づいて実施する検査 → 検査結果の判明を待たずに輸入可能
- 指導検査等 : 農薬や添加物等の使用状況や違反情報を参考に、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が初回輸入時や定期的な実施を指導する検査等 → 検査結果判明まで輸入不可

*野菜、食肉については、植物検疫、動物検疫なども受ける必要があります。

★検査の結果、食品衛生法違反と判断された場合は輸出国への積戻しや廃棄等の措置が取られます。



③ 国内対策

都道府県等で流通食品等の収去（抜き取り）検査



このように輸入食品の安全は 3 つの対策で確保されています。

安全の確保された食品ですので、私たち消費者も購入したものは適切な条件で管理し、食品ロスの無いように消費していきたいものですね。

【配信に関するお問い合わせ先】

公益社団法人福岡市食品衛生協会

TEL 092-651-5111

【休日のご案内】

- 土曜日・日曜日・祝日
 - 年末年始（12月29日～1月3日）
 - お盆休み（8月13日・14日・15日）
- 窓口業務を休ませていただきます。

〔内容についての質問、HACCP（ハサップ）や検査に関するご相談・お問い合わせ先〕

厚生労働大臣登録検査機関公益財団法人北九州生活科学センター KLSC 福岡事業所
福岡市博多区千代 1-2-4 福岡生活衛生食品会館 4 階

TEL 092-642-1001 FAX 092-642-1002 URL : <http://www.klsc.or.jp/>